

工場立地法に基づく届出は 工場所在地の市町村に！

○工場立地法について

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われることを目的とする工場立地法では、製造業等を営む事業者が一定規模以上の工場（特定工場）を新設、増設等する際、一定の基準に基づいた緑地等を設置し、事前に届け出ることが義務付けられています。

○特定工場とは

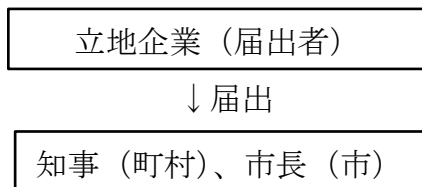
業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）
規模：敷地面積 9,000 平方メートル以上 又は 建築面積 3,000 平方メートル以上

○届出先の変更について

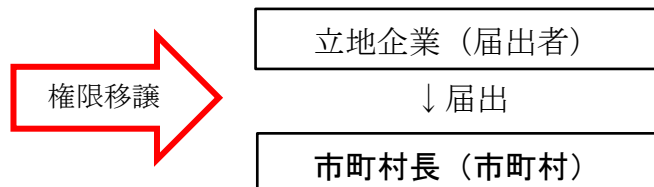
平成 29 年 4 月 1 日から、これまで特定工場が町村に立地する場合に県が行ってきた、工場立地法に係る届出に関する事務権限が、県から町村に移譲されます。（市については、平成 24 年 4 月 1 日に移譲済み。）

これに伴い、平成 29 年 4 月 1 日以降、工場立地法に基づく届出先は、工場の立地する市町村となります。

<～H29. 3. 31>



<H29. 4. 1～>



○立地企業のメリット

- ・騒音規制法や振動規制法の届出等も含め、地元の市町村で一括して手続きを行うことができ、利便性が向上します。
- ・地域事情に精通する市町村が届出窓口となることで、立地企業に対する指導・助言が的確に行え、迅速な対応が可能となります。

【問い合わせ先】

岐阜県商工労働部企業誘致課立地支援係
電 話：058-272-8370（直通）
e-mail：c11342@pref.gifu.lg.jp